建　設　建　築　委　員　会　記　録（Ｎｏ.１０）

１　日　　時　　令和５年９月２９日（金）
　　　　　　　　午前１０時００分　開会
　　　　　　　　午前１０時２０分　閉会

２　場　　所　　第２委員会室

３　出席委員（８人）

委員長	泉　日出夫	副委員長	山内涼成
委員	中島慎一	委員	渡辺　均
委員	木畑広宣	委員	松岡裕一郎
委員	浜口恒博	委員	三原朝利

４　欠席委員（１人）

委　員　鷹木研一郎

５　出席説明員

技術監理局長	丹田健二	技術部長	井上和広
契約部長	淺井真理子	契約課長	廣渡実和
建設局長	石川達郎	総務用地部長	垰谷章子
建築都市局長	上村周二	総務部長	倉知　宏

外　関係職員

６　事務局職員

委員会担当係長	中島智幸	書記	嶋田裕文

７　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	審査日程について	29日は議案の審査、10月２日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	第150号　北九州市手数料条例の一部改正についてのうち所管分	議案の審査を行った。
3	第154号　高規格救急自動車の取得について	
4	第155号　30メートル級はしご付消防自動車の取得について	
5	第156号　普通消防ポンプ自動車の取得について	
6	第157号　大型化学高所放水車の取得について	
7	第158号　救助工作車（Ⅱ型）の取得について	
8	第159号　（仮称）桃園武道場新築工事請負契約の一部変更について	
9	第160号　太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和５年度）請負契約締結について	
10	第161号　小池特別支援学校改築工事（第２期）請負契約の一部変更について	
11	第166号　土地の取得について	
12	第168号　令和５年度北九州市一般会計補正予算（第３号）のうち所管分	

８　会議の経過

○委員長（泉日出夫君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり11件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、10月２日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第150号のうち所管分、154号から161号まで、166号及び168号のうち所管分の以上11件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。技術部長。

○技術部長　着席して説明させていただきます。

本日御審議いただきます技術監理局の所管議案は、財産取得議案５件、工事請負契約の一部変更議案２件、工事請負契約の締結議案１件の計８件でございます。

これらの議案は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条及び第３条に基づき、議会の議決に付さなければならない財産の取得及び工事の請負契約に関するものでございます。議案書では70ページから79ページまででございますが、タブレット配付資料により説明させていただきます。

資料の１ページを御覧ください。

財産取得議案５件でございます。契約方法は、全てＷＴＯ政府調達協定に基づく一般競争入札でございます。

議案第154号、高規格救急自動車の取得でございます。

本件は、現在保有しております高規格救急自動車４台の更新により購入するものでございます。契約金額は１億4,938万円、契約相手方は小倉北区にございます福岡トヨタ自動車株式会社北九州本店でございます。

次に、議案第155号、30メートル級はしご付消防自動車の取得でございます。

本件は、現在保有しております30メートル級はしご付消防自動車１台の更新により購入するものでございます。契約金額は２億2,638万円、契約相手方は小倉北区にございます株式会社Ｄｒｙです。

次に、議案第156号、普通消防ポンプ自動車の取得でございます。

本件は、現在保有しております普通消防ポンプ自動車４台の更新により購入するものでございます。契約金額は１億8,612万円、契約相手方は小倉北区にございます株式会社Ｄｒｙです。

次に、議案第157号、大型化学高所放水車の取得でございます。

大型化学高所放水車は、放水塔や消防ポンプを装備し、消防隊が近づけない場所や危険物施設などの火災におきまして、高所から放水と泡放射を行う車両でございます。本件は、現在保有しております大型高所放水車１台を化学車の機能を搭載した大型化学高所放水車として更新するために購入するものでございます。契約金額は１億6,610万円、契約相手方は福岡市にござ

います日本機械工業株式会社福岡営業所です。

次に、議案第158号、救助工作車Ⅱ型の取得でございます。

救助工作車Ⅱ型は、油圧ウインチ装置や大型油圧切断機などの救助資機材を装備し、火災、交通事故、自然災害などにおいて救助活動を行う車両でございます。本件は、現在保有しております救助工作車Ⅱ型１台の更新により購入するものでございます。契約金額は9,366万5,000円、契約相手方は小倉北区にございます株式会社Ｄｒｙです。

資料の２ページを御覧ください。

議案第159号、令和４年12月議会で当初契約の御承認をいただきました仮称桃園武道場新築工事請負契約の一部変更でございます。

変更理由は、北九州市工事請負契約約款第26条第６項、インフレスライド条項に基づきます資材、労務単価等の変動による新たな単価の適用による増額、また、北九州市週休２日試行工事実施要領に基づきます週休２日達成に伴う経費の補正による増額、さらには、工事ゲート及び交通誘導員の追加等による増額を行うものでございます。これらにより契約金額を４億9,258万円から1,750万2,100円増額し、５億1,008万2,100円に変更するものでございます。

資料の３ページを御覧ください。

議案第160号、太刀浦コンテナクレーン更新工事令和５年度請負契約締結についてでございます。

この工事は、門司区の太刀浦第２コンテナターミナルにございますクレーン設備の老朽化や、大型化するコンテナ船への対応といった課題を解消し、安全かつ安定した設備や物流サービスの提供による利用促進を図るため、クレーン３基を順次更新するうちの２基目の工事でございます。契約金額は13億1,250万9,000円、契約方法は総合評価落札方式による一般競争入札、契約相手方は横浜市にございますＪＦＥエンジニアリング株式会社です。

最後に、資料の４ページを御覧ください。

議案第161号、令和４年６月議会で当初契約の御承認をいただき、令和５年３月議会で工期延長について一部変更の御承認をいただきました小池特別支援学校改築工事第２期請負契約の一部変更でございます。

変更理由は、北九州市工事請負契約約款第26条第６項、インフレスライド条項に基づきます資材、労務単価等の変動による新たな単価の適用による増額、北九州市週休２日試行工事実施要領に基づきます週休２日達成に伴う経費の補正による増額、また、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく労務単価の補正による増額、さらには、地中障害物の撤去等による増額を行うものでございます。これらにより、契約金額を７億6,725万円から2,676万800円増額し、７億9,401万800円に変更するものでございます。

以上で技術監理局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君）総務用地部長。

○総務用地部長　続きまして、建設局所管の一般議案１件、補正予算議案１件の計２件について御説明をさせていただきます。

初めに、一般議案でございます。

北九州市議会定例会議案により御説明いたします。タブレット資料の97ページをお願いいたします。

議案第166号、土地の取得についてです。

この議案は、恒見朽網線恒見工区道路整備事業の施行に伴い、門司区大字恒見及び小倉南区大字吉田に所在する土地を買い入れるものです。この土地の地目及び所在地は、宅地、門司区大字恒見1360番１のうち、山林、小倉南区大字吉田2335番１のうちほか８筆、雑種地、門司区大字恒見1365番１のうちほか４筆、買入れ部分の面積は、２万2,337.96平方メートルです。買入れ予定金額は、３億339万1,226円です。

一般議案の説明は以上でございます。

次に、補正予算案です。

議案第168号、令和５年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分につきまして、タブレット資料、令和５年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。

資料の８ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和５年梅雨前線豪雨により被災しました道路、河川、公園の復旧に要する経費を計上するものです。

なお、説明は目ごとに、万円単位で行います。

まず、歳入でございます。

一番上、18款１項５目災害復旧費国庫負担金、補正額8,671万円は、道路、河川、公園の災害復旧に係る国庫負担金です。

11ページをお願いします。

一番下、25款１項13目災害復旧債、補正額１億3,790万円は、道路、河川、公園の災害復旧に係る市債です。

20ページをお願いします。

歳出です。

上から１つ目、９款４項１目河川維持費、補正額5,400万円は、豪雨による市内一円の河川維持補修などの経費です。

その下、２目河川改良費、補正額2,600万円は、豪雨による河川の災害関連経費です。

22ページをお願いします。

14款２項１目一般土木施設災害復旧費、補正額２億2,480万円は、豪雨により被災した道路、河川、公園の災害復旧に要する経費です。

続きまして、24ページをお願いします。

繰越明許費です。

繰越明許費は、年度内に完了予定だった工事や事業などが、特段の理由により年度内に完了できなくなった場合に、議会の御承認をいただき、翌年度にわたって予算を使用できるようにするものでございます。

なお、説明は目ごとに、万円単位で行います。

上から１つ目、９款３項１目道路維持費、翌年度繰越額２億3,000万円は、国道199号若戸大橋ほか１路線の維持費について、２つ目、４項２目河川改良費、翌年度繰越額１億4,700万円は、神嶽川ほか１河川の整備について、それぞれ先行工事等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。

補正予算の説明は以上です。

以上で建設局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君）総務部長。

○総務部長　本日、御審議いただきます建築都市局所管の議案は、条例議案１件、令和５年度補正予算議案１件の２件でございます。

初めに、条例議案につきまして、令和５年９月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

タブレットの44ページをお願いいたします。

議案第150号、北九州市手数料条例の一部改正についてのうち、建築都市局所管分につきまして御説明いたします。

これは、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、関連する北九州市手数料条例の規定を改正するものです。

50ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、別表106号を削除するものです。理由は、一定の土地、建物等を譲渡した個人、または、法人に適用される税の特例の要件である、特定の民間再開発事業の制度の終了により、当該事業の認定申請に係る審査手数料を廃止するものです。施行期日は、条例の公布の日としております。

条例議案の説明は以上です。

続きまして、令和５年度補正予算議案につきまして、令和５年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。

金額は万円単位とさせていただきます。

それでは、議案第168号、令和５年度北九州市一般会計補正予算についてのうち、建築都市局所管分につきまして御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

折尾駅周辺施設整備事業に係る繰越明許費の補正です。

中ほどの９款５項３目街路事業費の繰越額は9,150万円で、折尾駅東自転車駐輪場の新築工事等において、先行工事に日時を要したため、事業費の一部について繰り越すものです。

以上で建築都市局所管の議案の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（泉日出夫君）これより質疑に入ります。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質疑はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君）技術監理局に伺いますけれども、議案159号の桃園武道場、それから、161号の小池特別支援学校について、それぞれ契約金額の変更が提案されております。その理由の中には、週休２日制が入っておりまして、これには指定型と要望型があるということをお聞きしました。業者間にも、週休２日制が定着しつつあるということでありますし、出勤簿などでの確認も実施されているということでありました。ぜひ、今後もさらに定着をさせていただくようにお願いをしたいと思います。

１つ聞きたいのは、小池特別支援学校であります。まず、地中障害物とは何か、何が出てきたのか。それから、労務単価の特別措置について説明をお願いします。以上です。

○委員長（泉日出夫君）契約課長。

○契約課長　小池特別支援学校の第２期工事の中で、地中埋設物の関係で契約変更が発生している内容について御説明させていただきたいと思っております。

こちら、基礎工事の最中に、地中部分に大きな岩盤等が発見された事案でございます。設計時には、地質調査等を行っているところではありましたけれども、その調査では把握できていなかった新たな岩盤が発見されておりまして、こちらを除去するための工事が追加されてございます。

続きまして、労務単価の特別措置の関係でございます。こちらの特別措置と申し上げますのは、日頃適用させていただいておりますインフレスライド条項と別に、工事の設計段階と契約日が年度をまたいだ場合に、設計のときの試算に用いております設計労務単価に差異がございます。その場合は、設計労務単価を契約年度の新たな単価を適用しまして再計算し、その差額分を見越して契約変更するという内容でございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そうすると、インフレスライドの条項適用というのは、年度をまたいでいたときにはどうなるんですか。

○委員長（泉日出夫君）契約課長。

○契約課長　インフレスライドの場合は、設計単価の年度というような特例措置と関係なく、それぞれの状態、契約期間の残期間やその差額の中で事業者から申出を受けて適用するべきかどうか積算して、スライド条項を適用するべきかどうか判断しております。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）ありがとうございます。地中障害物、岩盤が出てくる回数が多いですから、ボーリング調査の数を増やすだとか、箇所を増やすだとか、何か工夫しないと、必ず岩盤が出てくるんですよね。少し工夫をしていただきたいなと思います。質問には答えていただきまして、よく理解をしました。いずれにしても、労務単価の労働者への適切な配分については、調査の方法や提出書類の簡素化など、公契約条例に向けての研究を進めていただきたいと、このことをお願いして終わります。

○委員長（泉日出夫君）ほかに質疑はありませんか。

　ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

　次回は10月２日午前10時に開会します。

　本日は以上で閉会します。

建設建築委員会　　委　員　長　　　泉　　　日出夫　㊞